

徳島県告示第六十六号
林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第一項の規定により、令和六年十二月二十日に、生産事業者として次のとおり登録した。

令和七年二月四日

徳島県知事 後藤田 正 純

登録 番号	生産事業者		生産事業の内容		事業所	
	氏名	住所	種穂	苗木	名称	所在地
6 1 6	坂本 登	海部郡美波町北河内字北分 二三九	採取 精選	幼苗及び幼 苗以外の苗 木の育成	坂本 登	海部郡美波町北河内字北分 二三九